

# 石川県公報

平成24年12月21日

第12555号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

### 告示

一般競争入札の落札者等	(医療対策課)	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(水環境創造課)	1
一般国道の区域の変更	(道路整備課)	2
一般国道の供用の開始	( 同 )	2
河川管理施設以外の工作物の管理者が管理する河川管理施設	(河川課)	2

指定代理金融機関の指定の一部改正 (出納室) 3

### 公告

土地改良区の役員退任公告	(経営対策課)	3
土地改良区の役員就任公告	( 同 )	3
土地改良区の定款変更認可公告	( 同 )	4
県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告	( 同 )	4

## 告示

### 石川県告示第554号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成24年12月21日

石川県知事 谷本正憲

#### 1 落札に係る物品等の名称、予定期量及び調達方法

- (1) 全身用磁気共鳴診断装置 一式 購入
- (2) 全身用磁気共鳴診断装置のアップグレード 一式 購入

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県立中央病院管理局経理課用度係

金沢市鞍月東2丁目1番地

#### 3 落札者を決定した日

平成24年12月3日

#### 4 落札者の名称及び所在地

セントラルメディカル株式会社

金沢市西念3丁目1番5号

#### 5 落札金額

- (1) 1(1) 119,332,500円
- (2) 1(2) 74,970,000円

#### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 7 一般競争入札の公告を行った日

平成24年10月23日

### 石川県告示第555号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年12月21日

石川県知事 谷本正憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業実施期間
加賀市	加賀都市計画下水道事業加賀公共下水道 (片山津処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和46年1月16日から 平成29年3月31日まで

**石川県告示第556号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年12月21日から平成25年1月11日まで縦覧に供する。

平成24年12月21日

石川県知事 谷本正憲

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	珠洲市馬蝶町イ字2番16地先から 珠洲市馬蝶町壹字52番1地先まで	旧	11.48~30.39	417.7	奥能登土木 総合事務所 珠洲土木 事務所
		新	19.78~121.07	417.7	

**石川県告示第557号**

次のとおり一般国道の供用を開始したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年12月21日から平成25年1月11日まで縦覧に供する。

平成24年12月21日

石川県知事 谷本正憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
249号	珠洲市馬蝶町イ字2番16地先から 珠洲市馬蝶町壹字52番1地先まで	平成24年12月21日	奥能登土木 総合事務所 珠洲土木 事務所

**石川県告示第558号**

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、河川管理施設以外の工作物と効用を兼ねる河川管理施設の管理の方法を定め、次のとおり河川管理施設以外の工作物の管理者が河川管理施設の管理を行う。

平成24年12月21日

石川県知事 谷本正憲

- 1 河川の名称  
二級河川 米町川水系 米町川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
左岸河川管理用通路
- 3 河川管理施設の位置  
左岸  
下流 羽咋郡志賀町梨谷小山264番地先  
上流 羽咋郡志賀町梨谷小山263番地先  
延長 54.0メートル
- 4 管理を行なう者の氏名及び住所  
道路管理者 志賀町長 小泉 勝

羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

## 5 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 道路専用施設に係る災害復旧

## 6 管理の期間

平成24年12月14日から道路の存続する日まで

## 石川県告示第559号

指定代理金融機関の指定(昭和54年石川県告示第683号。以下「告示」という。)の一部を次のように改正し、平成25年1月12日から施行する。

平成24年12月21日

石川県知事 谷本正憲

4中「本店」の次に「(営業店及び代理店にあっては、支払を除く。)」を加え、告示中5を削り、6を5とする。

**公 告**

## 土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年12月21日

石川県知事 谷本正憲

鶴来土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	村本紘	白山市道法寺町ト2番地	平成24年11月20日
"	中村滋	" 井口町北130番1地	"
"	伊藤務	" 坂尻町ホ70番地	"
"	川村貞一	" 安養寺町イ42番地	"
"	中村信夫	" 明島町又143番地	"
"	山田清一	" 月橋町リ70番地	"
"	喜多健一	" 中島町口84番地	"
"	織田章	" 知気寺町ほ23番地	"
"	島田邦正	" 森島町利99番地	"
"	木田勝芳	" 中ノ郷町イ47番地	"
"	山本康宏	" 三宮町イ166番地	"
監事	堀本芳幸	" 日向町和26番地	"
"	北村長一	" 小柳町ホ105番地	"
"	大西増幸	" 部入道町口33番地	"

## 土地改良区の役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成24年12月21日

石川県知事 谷本正憲

## 鶴来土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	中村滋	白山市井口町北130番1地	平成24年11月21日
"	村本和夫	"道法寺町ホ28番地	"
"	宮本敏久	"明法島町甲28番地	"
"	澤田威司	"月橋町ル145番地	"
"	宮本猛志	"七原町イ4番地	"
"	北村長一	"小柳町ホ105番地	"
"	中西秀一	"知氣寺町ホ6番地	"
"	藤田昭夫	"曾谷町イ62番地	"
"	加納彰	"八幡町ヲ72番地	"
"	本田正則	"明島町リ112番地	"
"	多田敏雄	"白山町ヨ16番地3号	"
監事	南田直寛	"中ノ郷町イ6番地	"
"	戸田光夫	"森島町奴36番地	"
"	村田義雄	"熱野町丙192番地	"

## 土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年12月21日

石川県知事 谷本正憲

土地改良区の名称	認可年月日
加賀三湖土地改良区	平成24年12月13日

## 県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成24年12月25日から平成25年1月29日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴え提起することができる。

平成24年12月21日

石川県知事 谷本正憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (経営体育成型)	犬丸梯地区	換地計画書の写し	石川県南加賀農林総合事務所 土地改良部計画課
"	宝立第2地区	"	石川県奥能登農林総合事務所 土地改良部計画課